令和 4 年 1 0 月 2 8 日 第 1 2 4 4 3 号

補補補	中 山 県 公 報 発行 岡
	上行 岡山県 (室) 日 2 次 (
定 指 新 集 集 定	室)  ○ 政治団体の解散  ○ 第二百四十三回岡山県内水面漁場管理委員会】  員会の開催
定 指 新 集 集 (自 般 衛 曹 官 侯 侯 侯 秦 行 … 〃 贻 産 文 道 〃 〃 自 〃 危	国会の開催 関会の開催 (内水面漁場管理委員会) 第二百四十三回岡山県内水面漁場管理委員会) 関会の開催
集 (自衛官侯 発行 岡山県 発行 岡山県 第 課 課 課 課 課 課 課 課 課 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	

# ◎岡山県告示第四百五十四号

おりである。 防衛省におい て採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和四年度募集の要領は、 次

木

太

自衛官候

採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。)であって、次の採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあ 採用予定月 V1 0 て れは、

も該当しないもの とする。

自衛隊法 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格日本国籍を有しない者

ち心神耗弱を原因とするもの以外の (明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けてい民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)による改正 (平成十一年法律第百四十九号) による改正前 者 くる者の の民

受付期間

令和四年十 一月十六日から 同月二十四日 で

兀 採用試験種

EB試験!

により実施する。

五.

事務所若しくは同本部募集案内所おお、筆記試験及び適性検査は、WE年記試験、口述試験、適性検査及び身 方協 力 同 本部出張所、

採用試験期日

令和四年十一月二十七筆記試験及び適性検査 日 か W

ら同月二十八日までの間で、EB試験) 志願者本人が希望する

令和四年十二月三日口述試験及び身体検査

七

市北区下石井)

陸上自衛隊三軒屋駐屯岡山第二合同庁舎(岡 地山 (岡山市北区宿)

令和五年三月二採用予定時期

5 同 年四月 旬まで

九 自衛隊岡山場 その

自衛隊岡

ШШ

自衛隊岡山地方協力本部津山

H地方協力本部帰については、 の志願票の 請求先及び提出先 に問い合わせること。

○八六―四二二―七三五八○八六八―二二―五六三七

〇八六十二二四十二八二四

山地方協力本部岡山募集案内所山地方協力本部高梁地域事務所山地方協力本部倉敷地域事務所山地方協力本部津山出張所

ジ地 //www.mod.go.jp./pco/okayama

# ◎岡山県告示第四百五十五号

おりである。 防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和四年度募集の要領は、

太

採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。)であって、次の採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあ V1 0 て れは、

も該当しないものとする。

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格日本国籍を有しない者

ち心神耗弱を原因とするもの以外の者(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者の(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)による改正前の民

受付期間

令和四年十月十 九 カュ ら同年十二月 で

兀 採用試験種

第一次試験

口述試験及び身体検査筆記試験及び適性検査

五. 志願票の請求先及び提出先

は同本部募集案内でくは町村役場又はり 所自 山 地方協力本部、 本部出張所、

六 採用試験期日

一次試 験 令 和 和 和五年一月七日,和四年十二月十

L から同 一月十五日までのうち指定する

( 岡 Ш

験 験 岡山第二合同庁舎岡山第二合同庁舎 | (岡 山地 山市北区下石井) 地(岡山市北区宿) 山市北区下石井)

八 予定時期

令和五年三月下 旬から同年四月上旬までの

九 その

自衛隊岡山地方協力本部その他詳細については、 Ŧī. の志 願 票の 請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

岡

山地方協力-山地方協力本部

山地方協力本部岡山募集案内所山地方協力本部高梁地域事務所山地方協力本部倉敷地域事務所山地方協力本部津山出張所

○八六一四二二十七三五八 ○八六八一二二十五六三七 ○八六一四二二十七三五八

〇八六十二二四十二八二四〇八六六十二二十二三一四

//www.mod.go.jp./pco/okayama

# ◎岡山県告示第四百五十六号

獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新)及び平成二十四年岡山県告示第六百六十六第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十四年岡山県告示第六百六十五号(鳥鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) いて次のとおり存続期間を更新した。 (鳥獣保護区の 区域の表示 表示の変更及び存続期間の更新)で告示び存続期間の更新)及び平成二十四年岡 した次の 保護区に

和四年十月二十

山 知 伊 木

太

尚

児 名 島 称

保護

区域

岡山市及 び 玉 一野市 0 別 図に示す区域線に囲まれた区域)

存続期間

鳥獣保護区の保護に関する指針令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

兀 次のとおりとする。鳥獣保護区の保護に

 $\mathcal{U}$ (一別図) 山県備 前県民局農林水産事業部森林企 及 び 「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及 画 え置 て縦覧に 供する。)

幻住寺鳥獣 保 護

区域

存続期間

美咲町  $\mathcal{O}$ (別図に示す区域線に囲まれた区域)

令和四年十 四年十月三十一日まで

兀 鳥獣保護区 (D) の保護に関する指針一月一日から令和十四

のとおりとする。

び 山県美作県民局農林水産事業部 「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自 企 画 課 え置 V て縦覧に 供す **る**。)

自然保護セン タ 鳥 **K保護区** 

区域

和気町 0 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

存続期間

令和四年十 保護に関する指針月一日から令和十四年十月三十一日まで

兀 鳥獣保護区 (T)

のとおりとする。

に岡 山県備前県民局農林水産事業部森林企画 (「別図」及び 「次のとおり」は省略し、 『課及び その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 同 部 東備地 域森林課 に備 え置 て縦覧

供する。)

名 称

玉島柏島

区

倉敷市の一 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

三

月一日から令和十四年十月三十一日まで

鳥獣保護区の保護に関する指針

兀

次のとおりとする。

び 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。) (「別図」及び 「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及

若杉鳥獣保護区名称

三 存続期間

区域 西粟倉村の (別図に示す区域線に囲まれた区域)

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

兀 次のとおりとする。 鳥獣保護区の保護に関する指針

に供する。) 山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧 (「別図」及び 「次のとおり」は省略し、 その書類を岡山県環境文化部自然環境課、

# ◎岡山県告示第四百五十七号

第二十九条第一項の規定によ 二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

令和四年十月二十八日

Щ 伊 原 木 隆 太

尚

自然保護センター 鳥 獣保護区特 別保護地

区

区域

和気町 0) 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

三 面積

九九ヘクタ ル

兀 存続期間

鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

五

次のとおりとする。

に供する。)

山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置 (「別図」及び 「次のとおり」は省略し、 その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 て縦覧

区域

若杉鳥獣保

護区特別保護地

区

西粟倉村の 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

三 面積

九一ヘクタ ル

兀 存続期間

令和四年十一月 日まで

鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針令和四年十一月一日から令和十四年十月三十

五

次のとおりとする。

に供する。) 山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置い (「別図」及び 「次のとおり」は省略し、 その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 て縦覧

# ◎岡山県告示第四百五十 ボ**ハ** 号

第三十五条第一項の規定によ 鳥獣の 保護及び管理並 狩 り、 、、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。 (猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

令和 四年十月二十

Щ 伊 原 木 太

金岡西特定 猟具使用 止 区 域 ( 銃

区 域

畄 山市 0 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域

三 面 積

000

存続期 間

兀

タ ル

五 令和四年十 月 州具の種類目から令和-

四年十月三十一日まで

禁止に係る特定 猟

部森林企 (「別図」 画課に備え置 は省略 1 山県環境文化部自 て縦覧に供する。 環境課及び岡 山県備前県民局農林水産事

三 備前市 面積

0

部

(別

図

に示す区域線に囲まれた区域)

区域

閑谷特定猟

具使用禁止区域

一四〇ヘク

兀

存続期間 令和四年十 月 日 か から令和 ·四 年 十月三十

日ま

Ŧi. 禁止に係る特定猟 具の

部

森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置い

(「別図」 は省略し、 尚 山県環境文化部自然環境課、 出 山県備前県民局 林 水 産事業

て縦覧に

供する。)

牛中特定猟 具 使用禁止 区域

備前市 区域

 $\mathcal{O}$ 

部

(別

図

に示す区域線に囲まれた区域

面積

タ

ル

三

兀 存続期間 一〇ヘク

令和四年十 から令 和 四年十月三十 日まで

五 禁止に 係る 特 定月 猟 一 具 日  $\mathcal{O}$ 

部 森林企画 (「別図」 は省略し、 び 岡山県環境文化部自然環境課、 地域森林課 岡山県備前県民局農林水産事業 す る。 )

可 真特定猟具使用禁止区域

区域

赤磐市  $\mathcal{O}$ 部 (別 义 に示す区域線に囲まれた区域)

三 面 積

ク タ

兀

存続期間 令和四年十 日 から令和 四年十月三十

日

ま

禁止に係る特 定月 具 0 種類

Ŧi.

部 森林企画 課及 は省略し U 同 部 東備 岡山県環境文化部自然環境課、 地域森林 課 に備 え置 尚 に 供す 山県備前県民局農林水産事業 ´る。`

熊 山 称

Щ [特定 猟具使用 止 区 域

区域

赤磐市 0 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

三 面積 — 五.  $\sim$ 

タ

ル

兀

存続期間 令和四年十 ら令和・ 四年十月三十 日まで

五. 禁止に係る特 定猟一 具りか

銃 器

森林企画課及び (「別図」 は省略 同 部 東備地域森林課 山県環境文化部自然環境 (備え置 て 出 供する。) 山県備前県民局農林水産事業

天神 名称

区域 山特定猟具使用禁止区域

三 面積

和気町

 $\mathcal{O}$ 

部

(別

义

に示す区域線に

囲まれ

た区域

五〇へ ク タ

兀 存続期間

令和四年十 月 一日から令和 ·四 年 十月三十 日 ま

Ŧī. 禁止に係る特定猟 算の 種類

(「別図」 は省略し 山県環境文化部自然環境課、 尚 山県備前 県民局 林 水産事業

部 森林企画 は課及び 同部 東備地域森林課に備 え置 V て縦 覧に 供す ź。)

西 ノ森特定 猟 具使用 止 区 域

銃

笠岡市 区域

 $\mathcal{O}$ 

部

( 別 図

に示す区域線に囲まれた区域)

三 面 積

タ

一二七 続期

兀

#### 岡山県公報 第12443号 令和4年10月28日

五 禁止に係る特定猟具の 令和四年十一月 一日から令和十四年十月三十一日ま

部 森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置い (「別図」 は省略し、 岡山県環境文化部自然環境課 て縦覧に供する。) 尚 山県備中県民局 林 水 産事業

経ヶ丸特 定 猟具使用禁止 区 域

区域

井原市 面積  $\mathcal{O}$ (別 図 に示す区域線に囲まれた区域

三

四八五へ

兀 存続期間

令和四年十 月 日から令和十 四年十月三十一日ま

五 禁止に係る特定猟 具の 種 粨

部森林企画 (「別図」 は課及び は省略し、 同 部 井笠地域森林課に備 岡山県環境文化部自然環境課、 え置 岡山県備中県民局農林水産事業 供す <u>る。</u>

大倉特定猟

区域 具使用禁止 区域

三 面積

井原市  $\mathcal{O}$ 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

五五~ ク タ

兀

存続期間

五

令和四年十 2係る特定猟1四年十一月一 州具の種類 日から令和十日 四年十月三十一日まで

禁止に

(「別図」 は省略し、 岡山県環境文化部自然環境課 出 山県備中県民局農林水産事業

部 森林企画課及び同 部 井笠地域森林課に備 え置 7 縦覧に 供する。)

寄島特定猟具使用禁止区域

区域

浅口市  $\mathcal{O}$ (別 図 に示す 区域線に 囲まれた区域

三 面積

一九二へク

タ

兀 存続期間

令和四年十 月 一日から令和 +四年十月三十

日ま

五 禁止に係る特定猟 具の 種類

部 (「別図」 『課及び は省略し 同 井笠地域森林課 山県環境文化部自然環境課、 え 畄 供 山県備中県民局農林水産事業 す

久米南美し い森特定猟具使用禁止区域(銃)

区域

久米南 町  $\mathcal{O}$ 図に示す区域線に囲まれた区域)

三 面積

三一ヘクタ

ル

兀 令和四年十 存続期間 月 一日から令和

五 禁止に係る特定猟具の種類

一日まで

(「別図」

は省略し、

岡山県環境文化部自

環境課及

び 畄

山県美作県民局農林水産

業部森林企画課に備え置い て縦覧に供する。)

三 面積

井原市 0 部 (別図に示す区域線に囲まれた区域)

経ヶ丸特定猟具使用禁止区域

兀 存続期間 四八五へク

禁止に係る特定猟具の種類令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで 令和四年十一月

五

くくりわな

部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置い (「別図」は省略し、 岡山県環境文化部自然環境課、 て縦覧に供する。) 岡山県備中県民局農林水産事業

三二一

道路の区域 道路の種類

津山柵原線

県道

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を◎岡山県告示第四百五十九号 のとおり変更する。

に供する。 その関係図面は、 山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

令和四年十月二十八日

岡山県知事

伊

木

隆

太

県道

路線 名 道路の種類 津山柵原線

道路の区域

津津	津 津					
山市金屋字頓教寺六五三番山市金屋字浅尾四四三番一	上山市金屋字頓教寺六五三番一上山市金屋字浅尾四四三番一地	区				
五三番一地先まで	五三番一地先まで	域				
旧	新	別別旧				
八 · 六 ~	八 五 六 ・ 一	(メートル)				
一 八 九 • 〇	一 八 九 ・ ○	(メートル) 長				

二五七・〇	八 一〇 二 九	旧	津山市押淵字山王三七六番一地先まで津山市金屋字頓教寺六五三番一地先から
二五七・〇	一〇・三~	新	津山市押淵字山王三七六番一地先まで津山市金屋字頓教寺六五三番一地先から
(メートル)延	(メートル)	別	区域

札を実施する。 [五二四] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり一般競争入

山県知

原

令和四年十月二十八日

# 1 調達内名

(1) 購入等件名

岡山県立美術館で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日ま

(4) 納入場所及び予定数量

1,654,000kWh	岡山市北区天神町8番48号	岡山県立美術館
納入期間における使用予定電力量	所在地	施設名

# (5) 人和方法

金額を入札金額とすること。 金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない 入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、 1年間の参考総価

## (6) 사の街

使用実績等に基づき算定した1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動す (4)の使用予定電力量は、平成31年4月から令和4年3月までの3年間平均による

# 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 のであること。 格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるも 売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年岡山県告示第35号(物品の 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない 者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。 契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、 受けている者でないこと。 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を 物品の売買、修理等の
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされてい

#### 令和4年10月28日 第12443号 岡山県公報

(6) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定により小売電気事業の登録 れている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

る者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなさ

- す入札参加条件を満たしている者であること。 び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示 づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各伝記事業者がその環境報告書 で公表したもの)適用)、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律に
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている
- 競争入札参加資格の申請手続

告示に基づき申請手続を行うこ この一般競争入札への参加を希望する者で、2 (1)の資格を得ていないものは、資格

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

(086) 226 - 7538

2 申請書の提出期限

令和4年11月21日 午後5時

- 契約条項を示す場所、 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-0814 岡山市北区天神町8番48号

岡山県立美術館総務課

電話 (086) 225-4800

- 2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

交付期間

の午前9時から午後5時まで 令和4年10月28日(金)から同年11月30日(水)ま で(美術館の休館日は除く。)

- -kenbi.info/) からダウンロー (1)の場所にて交付する。また、岡山県立美術館のホームページ(https://okayama ドする
- (3)入札書の提出方法

う。) によるものとする。 入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」 77

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(木) 午前10時

領期限とする。 よる場合にあっ くは、 令和4年12月14日 (午後5時を受

岡山市北区天神町8番48号

岡山県立美術館 地下1階研修室

送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものとする。

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

# ပာ 入札者に要求される事項

7

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和4年11月30日(水)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明書

場合には、それに応じなければならない。 入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

## みの街

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

# 2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

 $\Im$ 

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

## 4 入札の無効

係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる義

# (5) 契約書作成の要否

# 6)

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で

# 契約における特約事項

解除することができるものとする。 当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、 県は、

入札説明書によ

(1) Name and quantity of the products to be purchased

Electricity for Okayama Prefectural Museum of Art

1,654,000kWh

## 2) Delivery period :

From 1 February, 2023 through 31 January, 2024

## $\Im$ Delivery place :

Okayama Prefectural Museum of Art

8 — 48 Tenjincho, Kita — ku, Okayama —

# 4

10:00 A.M. 15 December, 2022 (by mail 5:00 P.M. 14 December,

# 5 Contact point for the notice :

TEL 086— Tenjincho, 225 - 4800Affairs Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, (direct dialing) Division, 0kayama Prefectural Museum 700-0814, Japan of

[五二五] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり一般競争入

知

伊

令和四年十月二十八日

# 1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県工業技術センターで使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日ま

(4) 納入場所及び予定数量

3,047,000kWh	岡山市北区芳賀5301番地	岡山県工業技術センター
納入期間における 使用予定電力量	所在地	施設名

# (a) 人们对法

金額を入札金額とすること 金額をもって、入札金額とするこ 入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、 ととし、消費税額及び地方消費税の額を含めない 1年間の参考総価

## (6) その街

(4)の使用予定電力量は、令和3年4月から令和4年3月までの使用実績等にづき算定した1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

# 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 Aであるものであること。 以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分が 品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用され る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年岡山県告示第35号
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しな い者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて いる者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除

- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登
- す入札参加条件を満たしている者であること。 び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示 づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書 で公表したもの)適用)、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律に
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行うこと。 この一般競争入札への参加を希望する者で、  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは、

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年11月21日(月)午後5時

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター総務課

電話 (086) 286—9617

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

の午前9時から午後5時まで 条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和4年10月28日(金)から同年11月30日(水)まで(岡山県の休日を定める

イ <br />
交付方法

(1)の場所にて交付する。

jp/site/kougi/index.html) からダウンロードすることもできる また、岡山県工業技術センター ーのホームページ (https://www.pref.okayama.

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」

う。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年12月15日(木)午前10時

領期限とする。 ただし、郵送等による場合にあっては、 令和4年12月14日 ( $\neq$ )午後5時を受

イ 臓

岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター 技術交流室

ただし、郵送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものと

ウスの何

# 持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

# 5 入札者に要求される事項

で指定する添付書類を令和4年11月30日(水)午後5時までに、 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。 の一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明 4(1)の場所に提出

場合には、それに応じなければならない。 入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

## 6 その他

1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

# (2) 入札保証金

第12443号

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

# (3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

# (4) 入札の無効

に係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる義

# (5) 契約書作成の要否

畑

岡山県公報

# (6) 落札者の決定方法

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

# (7) 契約における特約事項

解除することができるものとする。 当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、 県は、 1 の契約を

## (8) 40割

詳細は、入札説明書による。

# / Summary

令和4年10月28日

1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Industrial Technology Center of Okayama Prefecture

# (2) Delivery period:

From 1 February, 2023 through 31 January, 2024

(3) Delivery place:

Industrial Technology Center Of Okayama Prefecture

5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi

# (4) Time limit for tender:

10:00 A.M. 15 December, 2022 (by mail 5:00 P. M. 14 December,

(5) Contact point for the notice

General Affairs Division, Industrial Technology Center

5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi, Okayama-ken, (direct dial) 701 -

知があった。 第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五二六〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十月二十八日

岡山県知事

木

太

部地苫下内田	測
地及郡内び鏡	量
】   津 野 山 町	区
	域
及公び共	測
路線測量(基	量
準点測量	Ø
地形	種
測 量	類
同 年 和 十 四	測
-月三十一	量
日十ま六	期
で目から	間

知があった。 第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五二七〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十月二十八日

山県知事

原 木

公共測量  $\mathcal{O}$ 太 間

測

区

域

(基準点測量) 同年十二月二十六日まで令和四年九月二十九日から

手地内 久米郡久米南町:

Ш

があった。 第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知〔五二八〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十月二十八日

岡山県知事

木 太

岡山	測
県全	量
域	区
	域
公共	測
測量(航	量
空 レ ー	D
ザ測量)	種
	類
令和四	測
六年三月	量
= - + + 	期
日まで	間

知があった。 第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五二九〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十月二十八日

岡山県知事 木 太

地井内原	測
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	量
井町	区
相	域
公共	測
測量	
単(二	量
級基	D
準	
点測量	種
	籽石
	類
年令和一	測
月 年	_
十十月	量
七二日十	期
までら	
   同	間

令和四年十月二十八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五三○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原

総社市下林字中林二五一―一、二五一―四、開発区域又は工区に含まれる地域の名称

、二五六一二、二五六一四、二五六一五 二五一一五、二五三一一、二五六-

許可を受けた者の住所及び氏名 倉敷市徳芳一○○一―二

許可年月日及び許可番号

三

令和四年九月二日岡山県指令建指第二一一号

#### 岡山県公報 第12443号 令和4年10月28日

# ◎岡山県選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和四年十月二十八日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体 政治団体の名称

岡山を「大好きなまち」にする会

小﨑としつぐ後援会 がさわ隆司後援会 尾上武志後援会

さいとう啓二と玉野市の向上を目指す会

彌太郎

大 小 行 尾 代表者の氏名 塚﨑正上

敏 武武嗣央志志 大藤西尾尾

野原野上上 隆保武武 正志久志志

玉野市八浜町八浜一三五五-七 和気郡和気町木倉二三六

IJ

宇藤木二〇八

会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

岡山市北区中原三七九一二

大

林 裕

畄 Щ 県 選 挙 管 理 委員 員

会 長

令和四 ・ 九・

五.

IJ

届出年月日

IJ

IJ IJ

IJ

九・一三 九•二二

# ◎岡山県選管告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。 令和四年十月二十八日

三宅宅三後援会 梶原秀夫 #	盟 岡山県自動車整備政治連 村 上 均 代表者の氏名	岡山県看護連盟 井 上 純 子 会計責任者の氏名	政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項	二 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	自由民主党御津支部 杉本 博 "	整備支部	自由民主党岡山県自動車 村 上 均 代表者の氏名	盟支部	自由民主党岡山県看護連 井 上 純 子 会計責任者の氏名	政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項	一 政党の支部		
梶 原 秀 夫	村上均	平 井 康 子	新		杉本博		村上均		平井康子	新			
藤原克美	草地博	坂本和子	旧		中務眞次		草地博		坂本和子	П		委員長	岡山県選挙管理委員会
" 九·二八	が・二三	令和四 ・ 七・ 三	異動年月日		が 力・ 五		" 六・二三		令和四 ・ 七・ 三	異動年月日		大 林 裕 一	

◎岡山県選管告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。 令和四年十月二十八日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

佐藤巧後援会国 守 衆 吉 備 政治団体の名称

代表者の氏名

美 巧 香

佐 福

藤

解散年月日

令和四 ・ 八・三一 令和四 ・ 九・二七

Щ 県 選 挙 管理委員会

委

員

長

大

岡

林

裕

◎岡山県選管告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。 令和四年十月二十八日

資金管理団体の届出をした

(代表者) の氏名

者

公職の種類

岡山市議会議員

尾上武志後援会

岡山市北区中原三七九—二

尾

上

武 志

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

岡 Щ 県 選 挙 管 委 理

委員 会 長 大

林

裕

員

令和四

指定年月日

三

九 •

山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。 岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号 項の規定により、 第二百四十三回岡

会 長 加 藤岡山県内水面漁場管理委員会

卓

夫

午後一時三十分から令和四年十一月二十二日時 月

サンピーチOKAYAMA場所 岡山市北区駅前町二-三-三一 (〇八六) 二二五-〇六三一

T E L

漁場計画案の作成について